

【指定管理者】

岩手県雫石ホットスイム
ウェルネスパートナーズ 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名

印

〔 法人その他の団体にあっては、その名称並びに代表者の職及び氏名 〕

屋内温水プール貸切使用（変更）許可申請書

使用目的	1 大会 2 練習 3 その他 ()	大会名又は催し名 (役員・観客含む 入館予定人員)	人
使用区分	貸切使用 区分使用	料金徴収の有無	有 無
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで ※複数になる場合は下段特記事項に記入		
使用人員	小学校児童及び中学校生徒 人 ・高等学校生徒及び学生 人 一般 人 計 人		
使用施設及び設備	単 価	時 間	使 用 料 備 考
50メートルプール	平日		※ 円
	土・日・祝		※ 円
	平日時間外		※ 円
放送設備			※ 円
電光表示板			※ 円
合 計			※ 円
変更する事項			
許可の条件	※		
特記事項			
連絡担当責任者	郵便番号 住 所 氏 名	電 話 F A X	

備考

- 1 使用目的欄、使用区分欄及び料金徴収の有無欄は、該当する事項に○印を付けてください。
- 2 使用時間が使用する日によって異なる場合は、その明細を記載した書類を添付してください。
- 3 ※印欄には、記載しないでください。
- 4 ご利用予定の一ヶ月前までに申請書の提出をお願いします。
- 5 貸切でのご利用は10分前の上場となります。準備等にお時間がかかる場合は余裕を持ったお時間でご予約ください。
- 6 営業時間終了時まで申請された場合、閉館時に閉館となりますのでご了承下さい。
- 7 レーン貸切は、営業時間内でご利用頂けます。

申請書作成前に こちらをご参照願います。



注：「料金を徴収する場合」とは入場料、会費もしくはこれらに類する料金を徴収する場合
又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合

注：「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する
休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

貸切使用の場合の使用料（50メートルプール） （単位：円）

区 分		料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合
貸切使用料 ※1～6コース以上 の貸切で1時間	土曜日及び休日	8,020円	16,040円
	その他の日	6,690円	13,380円
	営業時間外	8,020円	16,040円
区分使用料 ※1～5コース以内 の貸切で1時間	土曜日及び休日	4,010円	8,020円
	その他の日	3,340円	6,680円
	平日営業時間外	4,010円	8,020円
付属の設備 (1式1時間でごとに)	放送設備	120円	290円
	電光掲示板	140円	310円

減免基準

現行の減免基準は、屋内温水プール条例第7条に規定するもののほか、次のとおりです。

（全額免除）

- (1) 身体障がい者等が使用する場合並びに身体障がい者等の介護を行うものが使用する場合
- (2) 岩手県（以下「県」という。）又は岩手県教育委員会（以下「県教委」という。）が主催する県規模以上の水泳大会
- (3) 県又は県教委が主催するスポーツ推進事業
- (4) 県、県教委又は(財)岩手県体育協会が主催して行う選手強化、講習会等の事業
- (5) 団体による貸切使用であって、その構成員に身体障がい者等が半数以上含まれている場合で、それを証する書面又は手帳の提示があるとき。

（半額免除）

- (1) 岩手県中学校体育連盟又は岩手県高等学校体育連盟が主催する全県的な水泳大会
- (2) 学校教育法第1条に定める岩手県内学校の体育の授業として使用する場合
- (3) 岩手県内各市町村が主催する各市町村水泳大会
- (4) 岩手県内各市町村が主催する水泳教室、水泳講習会